

・都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域（第12条の2第1項各号に掲げるもの）

一 新住宅市街地開発事業の予定区域

現在、定められていません

二 工業団地造成事業の予定区域

現在、定められていません

三 新都市基盤整備事業の予定区域

現在、定められていません

四 区域の面積が二十ヘクタール以上の一団地の住宅施設の予定区域

現在、定められていません

五 一団地の官公庁施設の予定区域

現在、定められていません

六 流通業務団地の予定区域

現在、定められていません